

# 団体貸出の利用案内

## 1 団体貸出とは

読書活動を促進するため、古賀市内の団体に対して、団体貸出を行っています。

※ 団体とは、「地域文庫、市内の地域団体、職員団体、社会教育関係団体、福祉団体その他の団体のうち館長が適当と認めるもの」をいう。（古賀市生涯学習センター条例施行規則第32条の定めによる）

## 2 団体登録の方法

団体利用登録申請書に記入して、提出してください。

登録の際は、代表者の方の氏名・住所が確認できる証明書および団体のパンフレットなどを受付カウンターにお持ちください。

※有効期限は、1年です。年度ごとに確認します。

※代表者等の変更があった場合、または団体が解散した場合は、必ず届け出てください。

## 3 貸出対象資料と貸出期間

100冊まで 1か月間

※ただし、下記資料については貸出点数に制限があります。

| 資料の種類    | 貸出冊数 | 貸出期間 | 備考 |
|----------|------|------|----|
| 布の絵本     | 2点まで | 1か月間 |    |
| 大型絵本     | 3点まで | 15日間 |    |
| 大型紙芝居    | 1点まで |      |    |
| パネルシアター  | 2点まで |      |    |
| エプロンシアター | 2点まで |      |    |

※紙芝居舞台及びパネルシアター台一式についてはご相談ください。

※延長はできません。

## 4 貸出しできない資料

映像・音声資料は著作権上の制限により、貸出しできません。

## 5 予約

貸出中の資料は、予約ができます。

※大型絵本等の貸出期間延長に伴い、取り置きの対応は行いません。

## 6 返却の方法

汚損や破損がないか確認して返却してください。

開館時間内に返却カウンターで返却してください。ポスト返却はできません。

※資料の紛失及び破損等が生じた場合、古賀市立図書館の弁償に関する規程により弁償していただく場合があります。

## 7 その他

○運搬用の箱等は、各団体にて準備願います。

○借りている本に予約が入った場合は、貸出期限内でも返却していただくことがありますのでご了承ください。

古賀市立図書館  
TEL 942-2561  
FAX 944-0918